

紙抜壳事件始末と火災百姓扶助之事

矢野徳彌

(会員・本匠村宇津々)

『解説』

これは二通とも、享和元年に起きた紙抜け売り事件に対する、藩の仕置きを記した書面である。当時、上野村、切畠村より西の山間部九ヵ村で生産される楮皮と紙は、藩の主要な専売品として上方に送られ、そこから生まれる収益は、藩の財政に大きく貢献していた。

このため、此の二つの产品を勝手に他人に売ることは堅く御禁制であった。しかし、実態はかなり異なつていたようだ、此の文書の中でも、御預所の百姓に抜け買をするものがあるなど、疑惑を記している。

一 たまたま発覚した此の事件の当事者は、本来、売り手の小川の百姓と、買い手の平太郎であるはずだが、意外にも第三者の下直見村水口の百姓が加わつてい

る。抜け買いた紙を、人夫に背負わせて山越えした平太郎は、新洞(地名)の紙吟味方の者に捕まつたが、このとき吟味方の者が、一時的にせよ水口の百姓に抜け売りの疑念を示したため、大勢の者が申し合わせて狼藉を働くという事件になつた。その背景には、平素からの厳しい監視にたいする、百姓たちの鬱積した憤瀧があつたと考えられる。

この文書を読んで感じられることは、藩の役人たちの御預所(幕府領)百姓に対する扱いが、自領とは大きく異なり、ずいぶん及び腰に見えることである。

此のことは事件の処分にもよく現れている。紙数の関係で省略したが、

抜け売りした小川の百姓九人に対する処分は、その量の多少により、最も重いもので手鎖・町宿預け・過料五貫六百文、軽いもので拘束は同様・過料壹貫九百文、中位のもので拘束は同様・過料は四貫九百文なしし參貫四百文、

狼藉を働いた水口の百姓に対する処分は、頭立つたものの五人に対し手鎖・町宿預け・過料參貫五百文ずつ、差し添えたもの參拾參人に對し居村預け・過料壹

貫文すつ、という厳しいものであった。

これに対し、抜け買いの張本人である幕府領塩月村の平太郎に対する処分は、営業停止（このほうが重いという考え方もあるかも知れないが）・手鎖無しの町宿預け、である。

どう見ても不公平としか言いうがな

い。

あとの一通は享和元年（一八〇二）中野村笠掛で発生した民家火事の経緯と、被災者に対する藩の救援策を記したもので、簡潔な文章ながら、当時の世情をうかがう上で、いろいろと興味深い内容を含んでいる。

馬飼の灯火が馬屋の茅壁に燃え移ったのが原因という。馬を繋ぐ部屋だけは板壁、それ以外は茅の壁という造りの粗末さ、灯火も口ウソクや種油は貴重であつたから、小割りにした松の根っこを燃やしていたとも考えられる。飛び火で容易に類焼した周辺の家々のことなども合わせ、草葺き農家

号

中野村原住
年三郎

清川中法萬富
町飯食見致す

右者萬角二日中此村延尙百姓も

海え木代八宿永右年三郎内と寄る

ナヒテ木石ノ清川中法萬富町飯食見致す

右者萬角二日中此村延尙百姓も
海え木代八宿永右年三郎内と寄る

の、その貧しさが思われてならない。

御領分中諸商売留とめ

町宿預まちやどあづけ 今日より日数七日

平太郎

一 火元の責めを負うものが、所の寺や庵に入つて謹慎し処分を待つという慣習。地域における寺や庵の果たしていた役割の一つが、たいへん興味深く感じられる。

右者、当三月一日、中野村組小川百姓ども
灑立候半紙八拾三束、右平太郎内々買取

候趣ニ付、懸り御代官共より呼出、急度吟味

為仕候処、前断之通相違無御座候旨、當人

印形之口書のくちがき、所役人加印仕差出申候。これまで御預所之者共、兎角紙抜買仕哉御座候ともども

助する藩の方法は「麦・五斗・無利貸付・五年賦返済」が恒例となつていた。麦は百姓の主食で、五斗という量は一家族一ヶ月分と考えたものであろう。ただ、あくまで給与ではなく貸し付けであることが、藩の政治の限界であつたといえる。

得共、不相顯事故、御咎は不被あくわざるることゆえ
仰出だされず、懸り御代官共より、堅不筋無之様かたくふすじこれなきよう

所役人

を以もつて、嚴敷為申渡置候きびしきもうしわしたさせおき。然処しかるところ、此度は
差押候儀、尤もつとも以後之御メニ御座候間、
之通御咎おおせつけられしかるべきや被仰付可然哉ぞんじたまつりと奉おしめし存候。

書面

此段

御役人共相談之上、奉うかがいいたてまつり伺ぞんじたまつり之候。以上。

西 五月八日

佐久間儀右衛門
斎藤勘左衛門

簗川長兵衛

中村本三郎

中野村組小川百姓大瀧立候。中野村組
 沖縄紙協同村百姓平太郎申候。右方
 有右村と左村紙業、中野村百姓大瀧立候。
 村新洞紙業申候。右方と左方百姓大瀧立候。
 紙業百姓平太郎申候。右方と左方百姓大瀧立候。

一、中野村組小川百姓共

漉立置候半紙八拾三束、

御預所塩月村百姓平太郎と申者、当二月

二日、右村工罷越内々買取帰候於途中、
 下直見

村新洞紙吟味方之者見請、差押候砌、右紙は

下直見村組水口漉二可有之哉と申候ヲ、水口之

紙漉共手之大勢申合、吟味方之者と及争論、

製紙(肥前州産物図考)



(楮・雁皮・三檪の外皮を蒸して晒し、灰汗で煮て槌で叩き、漉き船
 に入れ蕪で漉して取り、板に張って乾かす)

步鄉志序
七月擬商仲子行高弟筆
仲子水足一者多以爲難方授色報其生休
仲子氣力盡而往後猶如毫髮之微也其
事至日涉都司之山中以健而游於其上
仰而望之一念而得之而知其不外於此也
而後知其一念而得之者非以爲易也蓋
一念而得之者固爲易矣但以爲其人所

お知らせ

書館二階の史談会図書
室が開放されました。
随时利用されて結構で
すが、入室の際は次の
ことをお守り下さい。

一、事務室かカウンター
に断つて上がる。

二、掲示された事項を 守る。

三、窓の開閉や電灯の 消し忘れに注意する。

打擲うちようぢゃくなど仕候趣つかまつりそうろうおもむき二付、拔壳ぬき仕候小川之者、並ならびに
仕候水口之者共呼出よびだし、紙方渡辺銀右衛門吟味こざななく
仕候處、相違無御座候段あらたつ、紙惣支配高瀬了右衛門
相達候付、御家老共工申達、吟味中頭取候者共、
何度相談之上、手鎖てぐさり・町宿預申付候様、了右衛門工
申渡候。尚又、同人より急度可遂吟味哉べきや、御家老共工

中生而世移代不一時雖未盡其說而
中遠者能多取其意而以何復無所措
手也後此之學多歸於中華之平生不
肯舍而中華有為者中間亦多是也
自是中人始相逐大失其一脉而歸於
之而中古因舊而更

申達、於御郡代所一一吟味仕候処、前断之通
相違無御座旨相達候、依之、別紙伺之通御答
可被仰付哉と、御家老共工申達候処、其通被
仰付 候段申聞候付、了右衛門工申渡候処、畏奉恐入
候段 申之候旨相達候。右吟味一件、委細別帳二
有之候。右伺書左之通。

……以下略……

次の原稿締切り 8月末日です

原稿をお待ちしています。

送り先

一 國一日清和天益元年七月廿日吉日
中野村組笠掛百姓右近半七申候馬屋より
仕候付早速村中欠駆附相防候得共折節西風強
左之通燒失仕候火元之義吟味仕候処八十七
家内有馬屋燒失仕候火元之義吟味仕候
茅壁二火付燒出自火二紛無御座候。火元八十七

一、同廿一日、御代官天谷甚左衛門申聞候。昨廿日六ツ半時頃、

中野村組笠掛百姓八十七と申者、馬屋より出火

仕候付、早速村中欠駆附相防候得共折節西風強、

左之通燒失仕候。火元之義吟味仕候処、八十七

家内之者、馬飼仕候節燈火仕罷越、右馬屋

茅壁二火付燒出、自火二紛無御座候。火元八十七

行事予定 会員研究発表会

日 時 7月14日(日)13時30分

会 場 私立図書館視聴覚センター

日暮後、本懶をもつて御馳走に御座候
有村組役人共、印形之注進書出之候付、火元之義
三日過入庵御免申付候様、御郡代工申渡候。

一
家数九軒

馬加敷
十石九軒

火元

同所庵ニ相慎罷在候。人馬別条無御座候段、
右村組役人共、印形之注進書出之候付、火元之義
三日過入庵御免申付候様、御郡代工申渡候。

一家数九軒 火元共

外二馬屋 拾軒

小屋 九軒

研究発表者

- 演題 矢野 弥生：弥生町の『都市化』に関する若手の考察
矢野 徳弥：謎の長江文明 日中シンポジウムを傍聴して
高宮 昭夫：古文書に見る百姓の暮らし
是非お出かけ下さい。お待ちしています。

一
年
常
在
燒
之
百
姓
共
工
當
分
為
取
續
前
格
之
通
麥
御
貸
渡
可
被
仰
付
哉
と
左
之
通
伺
書
御
家
老
共
工
右
付
及
之
事
業
不
少
於
其
他
事
業
也
此
事
業
之
事
業
也

一、前条類燒之百姓共工、当分為取續とりつきのため、前格せんかく之通

麦御貸渡おおせつけられるべきや可被仰付哉べきやと、左之通伺書御家老共工

差出候処、其通申付候様申聞候付、御郡代・御目付・

御代官共かいしょにれづき会所列座之上、右村組役人共呼出

書付を以申渡候処、御札申之候旨、御郡代土屋六右衛門

申聞候付、御家老共工申達候麦手形出だしそうろうよう候様、

御勘定頭工申渡候。

中野村組笠掛

類焼百姓八軒

麦四石

右者昨廿日夜六ツ半時頃、笠掛百姓

八十七と申者馬屋より出火致類焼候付、
前格之通、書面之麦無利ニメ御貸渡、

五カ年賦返上二可被仰付哉、火元之義ハ
相除のぞき申候。此段申上候。以上。

西十一月廿一日

中村本三郎
箕川長兵衛

右者第廿日復ニ本府に至御用
辛七冬午夜馬屋廻合契以降此等皆
免免免免免免免免免免
辛年秋五上申候 仁良出主事
中野村組笠掛上不空

正月五日

中村本三郎
箕川長兵衛